

ふくい

社会保険

職場から、県民一人ひとりの安心・健康な暮らしを

2・3²⁰²³月号

お得な「施設利用会員証」をご利用ください！

令和5年度 健康づくり講習会

生活習慣病予防健診の予約はお早めに!!

健康保険料率のインセンティブ制度

シリーズ 退職後の年金手続き Vol.2

伝え残したい 福井の味

かきもち

1月初めから2月初めの「寒の内」に作られる「かきもち」。この時期に作るのは、「寒の水は腐らない」ということから寒中についた餅は長持ちし、寒風にさらして乾燥させることで美味しくなるため。完全に乾燥してもかきもちが落ちない藁の編み方は達人の技。天井から吊るす様子は、ずっと残したい貴重な福井の食の風景です。

職場内で
回覧しましょう

写真上:「株式会社 六千坊」(勝山市)のかきもち製造風景
写真左:「美山そば工房 木ごころ」のかきもち

全国の契約ホテル等を
優待料金で利用できます!

「施設利用会員証」をご利用ください!

その他にも多くの宿泊施設、
日帰り施設があります!

社会保険協会会員事業所様向けの
施設優待事業として、窓口で提示を
することにより宿泊料金等の割引が
受けられる「施設利用会員証」を発行
しています。家族旅行や出張などで
ぜひご利用ください。

優待施設

- ホテル法華クラブグループ (19施設)
- 高輪・品川プリンスホテルグループ (4施設)
- プリンスホテル優待プラン (全国のホテル、スキー場、ゴルフ場)
- 湯快リゾート (30施設)
- ダイワロイアルホテル (24施設)
- クア・アンドホテルグループ (4施設)
- 亀の井ホテルグループ (30施設)
- 船員保険会 (4施設)
- HMIホテルグループ (41施設)
- 個別契約施設 (13施設)



会員証のご案内



お申込書はコチラ!



現在お持ちの会員証(ピンク)は、
令和5(2023)年3月31日で有効期限
を迎えます。現在、新会員証(ブルー)
への切り替えや新会員証発行の
お申込みを受付しています。ぜひこの
機会にご利用いただけますようお願い
しています。

令和5年4月から、新しい施設利用会員証に変わります!

新会員証は水色です!

新会員証は
交付時からご利用できます。
(有効期限 2026年3月31日)



令和5年度 健康づくり講習会

職場に講師を招いて、働く仲間と健康づくりを始めましょう!

皆さんの職場に、健康と向き合うための正しい情報やアドバイスを教えてくれる専門家が赴きます。
健康づくり講師と演題はこちら! (時間は60~90分)



体育専門家

エクササイズでリフレッシュ!

三嶋 勇志 (スポーツクラブ新田塚アーク)
【演題】 ● 脳と体のリフレッシュエクササイズ
● 機能改善ストレッチ
～腰痛・肩こり予防～
● イスに座って筋力トレーニング
● 健康体操

簡単な運動が
気持ちいい!



気軽にヨガ体験!

柳田 みち子 【演題】 ● 心と身体の体操 ● リフレッシュ健康体操
(ヨガスタジオ柳田)
● 今日から出来る! ストレスフリーな生活にする健康体操
● 免疫力アップの健康体操
● 良質な睡眠が得られるリラックス体操
● 本場インドの古典ヨガに学ぶ! 健康体操
● 骨盤を正しく整える! ゆがみ改善体操

医師・薬剤師

健康に生きるために

高山 英之
(株式会社 高山産業医事務所)

【演題】

- がんについて (早期発見のために)
- メタボリックシンドロームについて
- ストレスに強くなるために
- 元気に働くための生活習慣

いつまでも歯を健康に

池田 隆彦
(福井県歯科医師会)

【演題】

- 歯周病と生活習慣病の関係について
- 歯周病予防について
- 8020運動について

お薬のことを知ろう!

薬剤師
(一般社団法人 福井県薬剤師会 /
一般社団法人 福井県薬剤師会
薬事情報センター)

【演題】

- お薬出前講座
(薬の知識と上手なつきあい方、
病気と薬シリーズ、薬と交通安全など)

メンタルヘルス

アロマでストレス解消!

稲葉 美智子 (プラナーハーブ企画代表)

【演題】

- 香りでストレス解消・リフレッシュ (製作体験も可能)
- ハーブとアロマで健康管理 (製作体験も可能)
- 職場の環境にハーブとアロマでアクセント (製作体験も可能)
- 職場のメンタルヘルスハーブとアロマでストレスフリー (製作体験も可能)
- ハーブとアロマで心身の疲労回復リフレッシュ (製作体験も可能)
- ハーブとスパイスの効能と健康効果 (調理実習も可能)

アロマで
リラックス!



人生を見つめる講話

佐々木 憲乗
(隆芳山 安泰寺 名誉住職)

【演題】

- 心のお布施
- 人生の生きがい
- 心の健康

お申込はコチラ!



場所や人数などをご相談ください!



ご予約はお早めに!

令和5年度「生活習慣病予防健診」は さらに自己負担額の軽減が図られます!

3月1日から
申込受付
開始です!

令和5年度の生活習慣病予防健診の申込受付が3月1日(水)から始まります。
余裕をもって早めに健診機関へお申し込みください(協会けんぽへのお申し込みは不要です)。

生活習慣病予防健診 ●がん検診(胃・肺・大腸等)が検査項目として取り入れられています!
おすすめポイント! ●追加の健診も自己負担額の軽減が図られます!



健診内容※1	自己負担額※2	対象者(協会けんぽの加入者ご本人【被保険者】)※3
生活習慣病予防健診	令和4年度 7,169円 ⇒ 令和5年度 5,282円(税込)	35歳~74歳
★付加健診	4,802円 ⇒ 2,689円(税込)	40歳、50歳
★乳がん検診	1,686円 ⇒ 1,574円(税込)	40歳~48歳の偶数年齢の方
	1,086円 ⇒ 1,013円(税込)	50歳以上の偶数年齢の方
★子宮頸がん検診※4	1,039円 ⇒ 970円(税込)	36歳以上の偶数年齢の方

※1 ★は生活習慣病予防健診に追加できる健診です。

※2 生活習慣病予防健診の健診費用(追加健診も含む)は、年1回に限り協会けんぽが補助します。

なお、自己負担額は実施機関によって異なります。お申し込みの際、ご確認をお願いします。

※3 年齢は令和5年度に到達する年齢です。

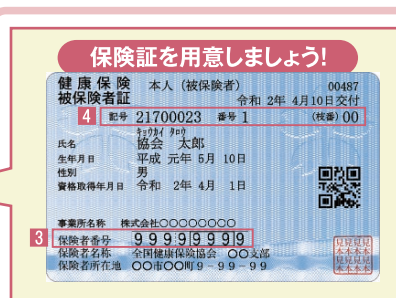
※4 20歳~38歳の偶数年齢の方が子宮頸がん検診のみを受診した場合も、協会けんぽが補助します。

受診までの流れ

STEP1 受診を希望する健診機関に直接電話で申し込む

健診機関への申込時に伝えることは…

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 保険者番号
- 4 保険証の記号・番号
- 5 追加する健診(生活習慣病予防健診に追加して付加健診、乳がん・子宮頸がん検診を希望する場合)
- 6 健診希望日
- 7 連絡先(住所・電話番号等)



STEP2 健診を受ける

生活習慣病予防健診 実施機関一覧

不明な点は各機関に
問い合わせを!



福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1	0776-28-8513	木村病院(あわら)	あわら市北金津57-25	0776-73-3323
福井県立病院	福井市四ツ井2-8-1	0776-57-2920	春江病院	坂井市春江町針原65-7	0776-51-1503
福井赤十字病院	福井市月見2-4-1	0776-36-3667	公立丹南病院	鯖江市三六町1-2-31	0778-51-2260
県民健康センター	福井市真栗町47-48	0776-98-8003	広瀬病院	鯖江市旭町1-2-8	0778-51-3030
福井県予防医学協会	福井市和田2-1006	0776-23-2777	木村病院(鯖江)	鯖江市旭町4-4-9	0778-51-0478
福井県労働衛生センター	福井市日光1-3-10	0776-25-2206	中村病院	越前市天王町4-28	0778-22-0618
福井総合クリニック	福井市新田塚1-42-1	0776-25-8260	林病院	越前市府中1-3-5	0778-21-1280
福井厚生病院	福井市下六条町1-6-1	0776-41-7130	笠原病院	越前市塚町214	0778-23-1155
大滝クリニック	福井市大願寺3-9-3	0776-27-0021	越前町国民健康保険織田病院	丹生郡越前町織田106-44-1	0778-36-1000
福井県厚生農業協同組合連合会	福井市大手3-2-18	0776-27-8291	市立敦賀病院	敦賀市三島町1-6-60	0770-22-3611
岩井病院	福井市日之出2-15-10	0776-24-0306	国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町33-1	0770-25-1600
田中病院	福井市大手2-3-1	0776-22-8500	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2	0770-52-0990
光陽生協クリニック	福井市光陽3-9-23	0776-24-3310	JCHO若狭高浜病院	大飯郡高浜町宮崎87-14-2	0770-72-1703
齊木内科循環器科医院	福井市城東2-8-11	0776-21-5000			
JCHO福井勝山総合病院	勝山市長山町2-6-21	0779-88-8166			

- 受診の際は、マスクの着用や手洗いを徹底し、極力、人との距離を一定間隔空けるなど心がけてください。
- 新型コロナウイルス感染予防のため、一部の健診機関では胃カメラ検査を中止しております。

令和4年12月時点の情報です。
実施機関の詳細・更新情報はこちらから!



お問い合わせ



全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

☎0776(27)8304
(保健グループ)

協会けんぽ 福井支部

検索

令和3年度の結果を受け、令和5年度の保険料率が下がります！

保険料率が下がったのは、みなさんの取り組みの結果です！

インセンティブ制度・5つの行動

健康保険料率とは？

健康保険料率は都道府県単位で決定するため、全国健康保険料率には差が生じます。この要因の一つとして、各協会けんぽ 加入者に係る保険給付費が影響しています。そのため、健康な人が増え、医療費等の負担が減ると保険料率も軽減されるという仕組みです。

さらに

インセンティブ制度が導入

平成30年度から導入されたインセンティブ（報奨金）制度。下記の5つの指標に基づき、事業主および被保険者の皆さまの健康づくりに関する取り組み結果をランキングし、その総合順位が全国23支部以内になると、順位に応じた「インセンティブ」が付与されます。この結果を、2年後の健康保険料率に反映させるという仕組みです。

結果

令和5年度の健康保険料率は？

令和5年度※令和5年3月分（4月納付分）から
9.91% 令和3年度：第14位
9.92% - **0.015%**（インセンティブ付与あり）
（福井県の率）

令和4年度※令和4年3月分（4月納付分）から
9.96% 令和2年度：第26位
9.96% - **0.00%**（インセンティブ付与なし）
（福井県の率）

※令和5年度の介護保険料率は1.82%です（対象：40～64歳）。

2022年12月・2023年1月号掲載

2022年6・7月号掲載

指標① 健診に行く（特定健診等の実施率）

インセンティブ 行動1 協会けんぽの生活習慣病予防健診（被保険者の方）、特定健診（被扶養者の方）を受診する。



被扶養者の特定健診において、身近に受診できる会を増やしたことで受診率が向上しました！

お勤めされている被保険者の健診はもちろんのこと、被扶養者（ご家族）の方の健診も大切です。年に1回、毎年健診を受けましょう。

特定健診等の受診率	被保険者	被扶養者
福井支部	72.9%	24.3%
全国	61.9%	25.5%

令和3年度
3位

令和2年度
32位

事業所様へ

- 労働安全衛生法に基づく事業者健診を実施している事業所のうち、「健診結果の提供に係る同意書」のご提出により、データ提供できる健診実施機関で受診した場合、協会けんぽでは、従業員の健診結果データを反映することができます（40歳以上の協会けんぽの加入者分）。
- 同意書のほかに、「健診結果通知書」をコピーして協会けんぽにご提供いただくことで、従業員の健診結果データを反映することができます（40歳以上の協会けんぽの加入者分）。

2022年8・9月号掲載

指標② 健康相談を受ける（特定保健指導の実施率）

インセンティブ 行動2 健診結果で「生活改善が必要」と判断された方は、協会けんぽの特定保健指導を受ける。

年に1回健診を受診することはとても大切です。でも、もっと大切なことは、健診で身体の状態を確認し、後に病気になるような日頃からケアすることです。そのためには保健師・管理栄養士による特定保健指導を積極的に利用しましょう。

「健診受診＝病気の予防」ではありません！

特定保健指導の流れ

特定保健指導対象者の案内を送付（事業所あて）⇒ 協会けんぽと事業所で都合の良い日程を調整 ⇒ 保健師が訪問（WEB面談もあり）

特定保健指導の実施率	福井支部	全国
	20.8%	20.9%

令和3年度
21位

令和2年度
25位

事業所様へ

- 特定保健指導対象者の案内が送付されたら、日程調整や指導を受ける環境づくりなどにご協力ください。

2022年10・11月号掲載

指標③ 適正体重をめざす（特定保健指導対象者の減少率）

インセンティブ 行動3 「特定保健指導」を利用し、翌年の健診結果を改善させる。

特定保健指導を受けた方の約5人に2人が、脱メタボを実現しています。ぜひ「特定保健指導」を利用して、自分で立てた目標を継続し、生活習慣を改善しましょう！

健診後の「特定保健指導」で脱メタボを目指しましょう！



令和2年度
22位

特定保健指導対象者の減少率	福井支部	全国
	35.2%	34.7%

令和3年度
10位



みんなでやれば保険料が下がる
5つの行動

令和3年度の取り組みの結果は、5つの行動のうち4つの行動において前年度実施率を上回る結果となりました！令和6年度（令和4年度実績）からは、インセンティブ付与は総合15位以内となります。

インセンティブ制度について動画で解説！



引き続き、上記指標①～⑥の取り組みを積極的に勧め、健康と保険料率の軽減を目指しましょう！

2022年12月・2023年1月号掲載

指標④ 健診で引っかかったら病院へ（医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率）

インセンティブ 行動4 健診結果で「要治療」「再検査」の判定を受けたら、必ず3ヵ月以内に医療機関を受診する。



令和2年度
17位

健診受診から3ヵ月経っても受診していない方には、協会けんぽから医療機関を受診するようご案内しています。「要治療」「再検査」の判定はすでに病気のリスクが高いことを示していますので、できるだけ早めに受診しましょう。

医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	福井支部	全国
	13.9%	10.4%

令和3年度
6位

事業所様へ

- 早期に医療機関を受診できるような環境整備を
- ①健診結果を確認し、「要治療」「再検査」と判定された従業員に早期受診を勧める。
- ②その後、従業員が受診したかどうかを確認する。
- ③就業時間内に受診できるよう、就業規則等に定める。

2023年2・3月号（今回号P.8）掲載

指標⑤ 薬はジェネリックにしよう（ジェネリック医薬品【後発医薬品】の使用割合）

インセンティブ 行動5 ジェネリック医薬品を希望する。

意思表示シールなどを利用してお薬はジェネリックに！

ジェネリック医薬品の使用が普及していくことで、医療費負担を軽減することができます。特に、10歳代までの若い世代において使用割合が低い状況です。ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、意思表示をするためのシールなどを活用しましょう。



ジェネリック医薬品の使用割合	福井支部	全国
	79.3%	80.6%

令和2年度
43位

令和3年度
47位

事業所様へ

- ジェネリック医薬品の希望を意思表示できるシールや、小冊子「ジェネリック医薬品Q&A」を従業員に配布し、切り替えへの意識向上に努めてください。
- ツールについては協会けんぽへご連絡いただければお送りします。申込書は右のQRコードから。



シリーズ
～退職後の年金手続き～

退職後に加入する年金制度や年金を受け取るために必要な情報を
シリーズでお伝えします。

知っておきたい年金の話です！

Vol.2
年金の受け取り

- 1. 老齢年金を受け取るには10年以上の受給資格期間が必要です。
- 2. 老齢年金の種類は3種類。
- 3. 支給開始年齢は性別や生年月日によって異なります。
- 4. 希望すれば繰上げ受給や繰下げ受給することができます。

1. 老齢年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）

次の期間を合計して10年（120月）※1以上の期間が必要です。

- 厚生年金保険や共済組合等に加入していた期間 ※2
- 国民年金保険料を納めた期間
- 国民年金保険料の納付を免除された期間 ※3
- 国民年金第3号被保険者であった期間（昭和61年4月以降）
- 学生納付特例や納付猶予が認められた期間
- 合算対象期間（カラ期間）★

合計10年
(120月)
以上

※1 平成29年8月に25年（300月）から10年（120月）に短縮されました。
※2 脱退手当金や脱退一時金を受給した期間は除かれます。
※3 一部免除の承認を受けた期間は、納めるべき保険料を納付しないと未納期間となり、受給資格期間から除かれます。

「合算対象期間」とは、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）として算入されますが、年金額には反映されない期間です。
【主な例：20歳から60歳未満の間】
● 昭和61年3月までの間で厚生年金保険や共済組合等の加入者の配偶者であった期間
● 海外に在住した期間
● 平成3年3月までの間で学生であった期間

2. 老齢年金の種類（3種類）

- ① 特別支給の老齢厚生年金
 - 老齢年金の受給資格期間がある方に、1年以上の厚生年金保険の加入期間があれば、60歳台前半（60歳から65歳になるまでの間）に支給されます。
 - 年金額は厚生年金保険の加入月数や標準報酬月額等によって決定されます。
 - 性別、年齢によって支給開始年齢が異なります。
- ② 老齢厚生年金
 - 老齢年金の受給資格期間がある方に、1カ月以上の厚生年金保険の加入期間があれば、65歳から老齢基礎年金に上乗せする形で支給されます。
 - 年金額は厚生年金保険の加入月数や標準報酬月額等によって決定されます。
- ③ 老齢基礎年金
 - 老齢年金の受給資格期間がある方に、原則、20歳から60歳までの40年間で保険料を納付した期間などに応じて65歳から支給されます。
 - 年額777,800円（令和4年度の満額）※20歳から60歳までの40年間保険料を納付した場合の金額。※40年に満たない場合は、不足する月数に応じて年金額が減額されます。



3. 老齢年金の支給開始年齢

60歳台前半に支給される特別支給の老齢厚生年金は、段階的に支給開始年齢が引き上げられています。昭和36年4月2日以降生まれの男性および昭和41年4月2日以降生まれの女性は、65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金が支給されます。

【老齢年金の支給開始年齢】

令和5年度中 到達年齢	男性 (生年月日)	令和5年度中 到達年齢	女性 (生年月日)	支給開始年齢	
				① 特別支給の 老齢厚生年金	② 老齢厚生年金 ③ 老齢基礎年金
70歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	65歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	61歳	65歳
69歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	64歳	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日		
68歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	63歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	62歳	
67歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	62歳	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日		
66歳	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	61歳	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	63歳	
65歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	60歳	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日		64歳
64歳	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	59歳	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日		
63歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	58歳	昭和40年4月2日～昭和41年4月1日		
～62歳	昭和36年4月2日～	～57歳	昭和41年4月2日～	—	

令和5年度中に64歳になる男性、62歳になる女性には、誕生月の約3カ月前に「年金請求書」や「老齢年金のお知らせ」をお届けします！

4. ② 老齢厚生年金 ③ 老齢基礎年金 「繰上げ受給」と「繰下げ受給」

原則65歳から支給される老齢厚生年金や老齢基礎年金は、希望すれば受給開始時期を変更して受け取ることが可能です。なお、下記イメージ図の通り、受給開始時期に応じて受給率が異なります。

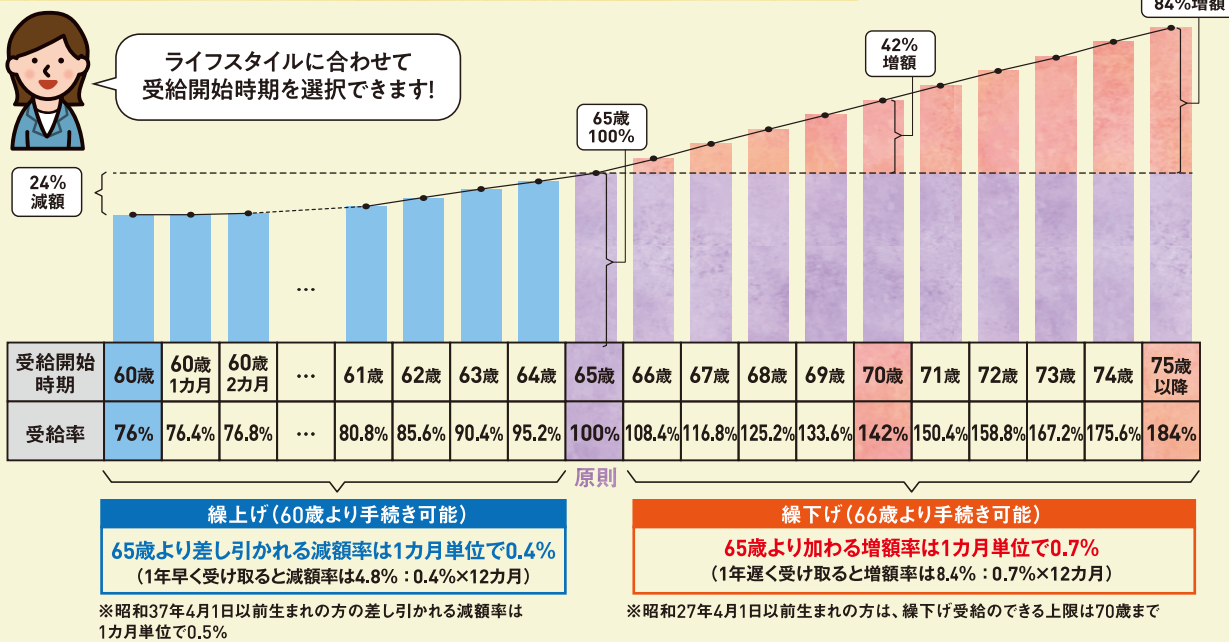
繰上げ受給（60歳より手続き可能）

- 60歳から65歳の希望する時点で繰り上げて年金を請求し、受け取ることができます。
- 早く受け取るほど年金の受給率※1は減少し、生涯にわたって同じ受給率の年金を受け取ることとなります。
※1 65歳から支給される年金額（100%）から、請求時の年齢による減額率を差し引いたもの

繰下げ受給（66歳より手続き可能）

- 66歳から75歳の希望する時点で繰り下げて年金を請求し、受け取ることができます。
- 遅く受け取るほど年金の受給率※2は増加し、生涯にわたって同じ受給率の年金を受け取ることとなります。
※2 65歳から支給される年金額（100%）に、請求時の年齢による増額率を加えたもの

繰上げ受給・繰下げ受給のイメージ（受給開始時期と受け取る年金額の増額・減額イメージ）



「かきもち」ができるまで

かきもち作りは 昔から冬の恒例行事

一年を通して子どものおやつとして食されてきた「かきもち」。勝山市平泉寺地区では冬のかきもち作りは恒例行事で、区の住民団体『六千坊』ではその文化を今も伝承しています。地元の有機栽培の餅米をついた餅に、桜エビやウコン、ヨモギ、古代米、ゴマを混ぜることで鮮やかな色に。一つひとつ丁寧に藁で編まれたかきもち、芸術品ともいえる逸品です。



①2枚に重ねたかきもちを4本の藁で結び、編んでいく。かきもちが取れないようにきつく結ぶ



②4本の藁を両手でこすりながら編み上げて結ぶ。半輪の先を合わせて吊るせるようにする

つくってくれたのは

株式会社六千坊

勝山市平泉寺町平泉寺41-8 と之蔵
☎0779-88-0033

※詳しくはコチラから⇒



福井市美山地区で現在作られているかきもち(表紙の丸写真)も5種類の食材を合わせて色鮮やか。乾燥させた後に揚げたものを出荷しています。

美山そば工房 木ごころ

福井市瀬ヶ口町24-90-1 ☎090-2092-9547(田中さん)



保険料率が下がる 5つの行動 ～インセンティブ制度について～

vol.5

薬はジェネリックにしましょう



左記の5つの行動に基づき、令和3年度中に加入者の皆様にに取り組んでいただきました結果は、4-5ページでご案内をいたしました通り、令和5年度の健康保険料率にインセンティブが付与されることとなりました。皆様ご協力ありがとうございました。

令和6年度(令和4年度中の取り組み結果)からは、全国15位以内にインセンティブが付与されることとなります。引き続き、この5つの行動を積極的にご活用いただき、「もっと健康福井」、併せて健康保険料率の軽減を目指すため、協会けんぽ福井支部では事業向上につながるための情報発信に努めてまいります。



令和3年度のジェネリック医薬品 使用割合は79.3%。

もし100%になったら 保険料はどうなる!?

4-5ページでもご紹介したように、ジェネリック医薬品の使用が普及していくことで医療費負担を軽減することができます。

令和3年度の福井県の使用割合は前年度を0.2%上回りました。今後もっとジェネリック医薬品の使用が普及し、使用割合が全国平均に近づくことができれば、制度としてインセンティブの付与を受け、健康保険料率を引き下げることにつながっていくのです。

「薬はジェネリックにしましょう」の行動でインセンティブを獲得する行動は
意思表示シール等を活用し、ジェネリック医薬品を希望する。

もし、使用割合が100%となった場合の軽減額をシミュレーションすると……

福井支部の
年間医療費

約18億円の
削減!

保険料率

0.25%低下!

0.25%健康保険料率の低下ができた場合
平均標準報酬月額30万円として
保険料を計算すると
29,940円/月 → 29,190円/月 = ▲750円/月
年間で9,000円軽減!
(被保険者一人あたり)

病院にかかったとき、一人ひとりがジェネリック医薬品に切り替えていく取り組みは小さな一歩です。その取り組みが県民全体での一歩となればとても大きなものとなり、保険料の軽減というメリットにつながるものと考えます。

さらに
インセンティブがプラス!

5つの行動の実績が全国の上位に入ると、それぞれにインセンティブ報奨金が付与され、保険料率の引き下げに反映されます(令和5年度は0.015%反映)。

INFORMATION

●年金事務所相談のご案内(2~4月)

予約受付専用電話へ

時間/8:30~17:15

※月曜(休日の場合は週初めの平日)
は19:00まで

※第2土曜は9:30~16:00

休み/土・日曜、祝日

※第2土曜は休日相談日

●出張相談所の相談日時

事前に直接年金事務所へ
電話ご予約のうえ、
当日は必ず予約時間までに
お越しください

(注) 12:00~13:00は休憩時間と
させていただきます。

勝山市市民会館	3月 9日(木)	10:00~15:30
	4月14日(金)	10:00~15:30
大野商工会議所	2月16日(木)	10:00~15:30
	3月23日(木)	10:00~15:30
	4月27日(木)	10:00~15:30
小浜市文化会館4階 (小浜市役所横)	2月21日(火)	10:00~15:00
	3月 9日(木)・23日(木)	10:00~15:00
	4月13日(木)・27日(木)	10:00~15:00

年金相談の予約をご利用ください!

(受付時間) 月~金(平日) 8:30~17:15

予約受付
専用電話

0570-05-4890

福井年金事務所 ☎0776(23)4518(自動音声案内)
武生年金事務所 ☎0778(23)1126(自動音声案内)
敦賀年金事務所 ☎0770(23)9904(自動音声案内)

令和5年2月15日

(記事提供) 日本年金機構 福井・武生・敦賀 年金事務所、全国健康保険協会福井支部

(発行) 一般財団法人 福井県社会保険協会 (制作) 株式会社 ウララコミュニケーションズ